



山形県公報

平成24年4月13日(金)
第2334号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地方税の収納の事務の委託……………(税政課) ……521
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……522
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……523
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……524
- 介護老人保健施設の許可……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……525
- 同……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………(同) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……526
- 同……………(同) ……528
- 基本測量の終了の通知……………(用地課) ……529
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………530

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁総務課) ……531
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第441号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

県税(法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉾区税、産業廃棄物税、料理飲食等消費税及び特別地方消費税に限る。)に係る徴収金の収納事務

#### 2 受託者の名称及び所在地

| 名 称               | 所 在 地                    |
|-------------------|--------------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社  | 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号        |
| 株式会社山形銀行          | 山形市七日町三丁目1番2号            |
| 国分グロースーズチェーン株式会社  | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号         |
| 株式会社ココストア         | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号       |
| 株式会社ココストアイースト     | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号         |
| 株式会社サークルKサンクス     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地          |
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南一丁目8番27号          |
| 株式会社スリーエフ         | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        |
| 株式会社セイコーマート       | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地    |
| 株式会社セーブオン         | 群馬県前橋市亀里町900番地           |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 株式会社デイリーヤマザキ      | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社        | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地        |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |

3 委託期間 平成24年4月1日から同年12月31日まで

#### 山形県告示第442号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                | 所 在 地            | 認 定 期 間                  |
|--------------------|------------------|--------------------------|
| 医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号     | 平成24年5月26日から平成27年5月25日まで |
| 医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号 | 平成24年5月12日から平成27年5月11日まで |

## 山形県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人社団みつわ会         | サテライト老健のぞみ<br>鶴岡市日枝字小真木原116-8                 | 通所リハビリテーション | 平成24. 3. 29 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会        | 指定短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3      | 短期入所生活介護    | 平成24. 3. 14 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会        | 指定ユニット型短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3 | 短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人遊佐厚生会        | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人遊佐厚生会        | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人山形虹の会        | ショートステイかけはし2号館<br>鶴岡市民田字代家田99番1               | 短期入所生活介護    | 平成24. 3. 30 |
| 社会福祉法人光風会          | ショートステイあおい<br>酒田市緑ヶ丘二丁目16-1                   | 短期入所生活介護    | 平成24. 4. 1  |
| 医療法人宮原病院           | 介護老人保健施設ケアホームみやらはら<br>鶴岡市三和町1番53号             | 短期入所療養介護    | 平成24. 3. 26 |
| 医療法人社団みつわ会         | サテライト老健のぞみ<br>鶴岡市日枝字小真木原116-8                 | 短期入所療養介護    | 平成24. 3. 29 |

## 山形県告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類         | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人社団みつわ会           | サテライト老健のぞみ<br>鶴岡市日枝字小真木原116-8                 | 介護予防通所リハビリテーション | 平成24. 3. 29 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会          | 指定短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3      | 介護予防短期入所生活介護    | 平成24. 3. 14 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会          | 指定ユニット型短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3 | 介護予防短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人遊佐厚生会          | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 介護予防短期入所生活介護    | 同           |

|             |                                               |              |             |
|-------------|-----------------------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人遊佐厚生会 | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 介護予防短期入所生活介護 | 同           |
| 社会福祉法人山形虹の会 | ショートステイかけはし2号館<br>鶴岡市民田字代家田99番1               | 介護予防短期入所生活介護 | 平成24. 3. 30 |
| 社会福祉法人光風会   | ショートステイあおい<br>酒田市緑ヶ丘二丁目16-1                   | 介護予防短期入所生活介護 | 平成24. 4. 1  |
| 医療法人社団みつわ会  | サテライト老健のぞみ<br>鶴岡市日枝字小真木原116-8                 | 介護予防短期入所療養介護 | 平成24. 3. 29 |

**山形県告示第445号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉法人羽黒百寿会        | 指定短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3      | 短期入所生活介護 | 平成24. 3. 13 |
| 社会福祉法人遊佐厚生会        | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 短期入所生活介護 | 同           |
| 医療法人宮原病院           | 医療法人宮原病院<br>鶴岡市三和町1番53号                       | 短期入所療養介護 | 平成24. 3. 25 |

**山形県告示第446号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 許可年月日       |
|---------------------|----------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人宮原病院            | 介護老人保健施設ケアホームみやはら<br>鶴岡市三和町1番53号 | 介護老人保健施設 | 平成24. 3. 26 |
| 医療法人社団みつわ会          | サテライト老健のぞみ<br>鶴岡市日枝字小真木原116-8    | 介護老人保健施設 | 平成24. 3. 29 |

**山形県告示第447号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人羽黒百寿会          | 指定短期入所生活介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成24. 3. 13 |

|             |                                               |              |   |
|-------------|-----------------------------------------------|--------------|---|
| 社会福祉法人遊佐厚生会 | 特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 介護予防短期入所生活介護 | 同 |
|-------------|-----------------------------------------------|--------------|---|

## 山形県告示第448号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号    | デイケアサポートにじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号      | 生 活 介 護     | 20名 | 平成24. 3. 30 |
| 社会福祉法人長井市社会福祉協議会<br>長井市館町北6番19号 | 障がい福祉サービス事業所せせらぎの家<br>長井市成田1026番地の1 | 就労継続支援（B型）  | 40名 | 同           |
| 社会医療法人公徳会<br>南陽市栲塚948番地の1       | 公徳会就労支援センター<br>南陽市栲塚929番地           | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成24. 4. 2  |

## 山形県告示第449号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類       | 指定年月日       |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------------|
| 独立行政法人国立病院機構米沢病院<br>米沢市三沢26100番地の1 | 独立行政法人国立病院機構米沢病院<br>米沢市三沢26100番地の1 | 療 養 介 護           | 平成24. 3. 30 |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番38号       | 日和<br>米沢市福田町二丁目2番169号              | 共同生活介護<br>共同生活援助  | 平成24. 4. 2  |
| 株式会社鈴木ファーム<br>米沢市広幡町上小菅473番地       | ケアセンターマロニエ<br>米沢市徳町210番地の2         | 居 宅 介 護<br>重度訪問介護 | 同           |

## 山形県告示第450号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                 |                           |                                |                          |                 |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 指定障害者支援施設設置者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                | 施設入所支援以外<br>の施設障害福祉<br>サービスの種類 | 入所定員                     | 指定年月日           |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号             | 山形県立やまなみ学園<br>長井市今泉1812番地 | 生 活 介 護                        | 施設入所支援<br>30名<br>生活介護30名 | 平成<br>24. 3. 30 |

山形県告示第451号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域       | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日       |                       | 検査場所            | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------------|-----------------------------------------------|------------|-----------------------|-----------------|----------------------------|
| 東根市        | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成24年6月4日  | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 小田島公民館          | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
|            |                                               | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで      | 大富公民館           |                            |
|            |                                               | 平成24年6月5日  | 午前10時から<br>午後3時まで     | 神町公民館           |                            |
|            |                                               | 平成24年6月6日  | 午前10時から<br>午後3時まで     | 東根市役所<br>(北側車庫) |                            |
| 天童市        |                                               | 平成24年6月13日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 千布公民館           |                            |
|            |                                               | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで      | 山口公民館           |                            |
|            |                                               | 平成24年6月14日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 高揃公民館           |                            |
|            |                                               | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで   | 天童市農業センター       |                            |
| 平成24年6月15日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで                          |            |                       |                 |                            |
| 尾花沢市       |                                               | 平成24年6月20日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで  | 尾花沢市役所車庫        |                            |
|            |                                               | 平成24年6月21日 |                       |                 |                            |
|            |                                               | 平成24年6月22日 |                       |                 |                            |
| 新庄市        |                                               | 平成24年6月27日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで  | 新庄市上下水道庁舎       |                            |
|            |                                               | 平成24年6月28日 |                       |                 |                            |
|            |                                               | 平成24年6月29日 |                       |                 |                            |
| 最上町        |                                               | 平成24年7月2日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで  | 中央公民館           |                            |
| 大蔵村        |                                               | 平成24年7月3日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで  | 大蔵村中央公民館        |                            |

|      |            |                         |                 |
|------|------------|-------------------------|-----------------|
| 鮭川村  | 平成24年7月4日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鮭川村役場           |
| 戸沢村  | 平成24年7月5日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 戸沢村役場           |
| 金山町  | 平成24年7月6日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 金山町役場           |
| 真室川町 | 平成24年7月9日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 真室川町中央公民館       |
| 舟形町  | 平成24年7月10日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 舟形町役場           |
| 鶴岡市  | 平成24年7月11日 | 午前11時から<br>正午まで         | 由良コミュニティセンター    |
|      | 同          | 午後1時から<br>午後2時まで        | 加茂コミュニティセンター    |
|      | 同          | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで  | 湯野浜コミュニティセンター   |
|      | 平成24年7月12日 | 午前10時30分から<br>正午まで      | 鶴岡市農村センター       |
|      | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで     | 出羽商工会大山支所       |
|      | 平成24年7月13日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで    | 鶴岡市役所車庫棟        |
|      | 平成24年7月17日 | 午前10時30分から<br>午後4時まで    |                 |
|      | 平成24年7月18日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで     |                 |
|      | 平成24年7月19日 | 午前10時30分から<br>午後4時まで    |                 |
|      | 平成24年7月20日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで     |                 |
| 村山市  | 平成24年7月25日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 袖崎公民館           |
|      | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで        | 大高根公民館          |
|      | 平成24年7月26日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 勤労青少年ホーム        |
|      | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで        | 村山市役所<br>(西側車庫) |
|      | 平成24年7月27日 | 午前10時から<br>午後3時まで       |                 |
| 庄内町  | 平成24年8月1日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町役場立川支所       |
|      | 平成24年8月2日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町余目第二公民館      |
| 三川町  | 平成24年8月3日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 三川町役場車庫         |

|      |             |                         |                  |
|------|-------------|-------------------------|------------------|
| 鶴岡市  | 平成24年 8月21日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 羽黒体育センター         |
|      | 平成24年 8月22日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 藤島地域スクールバス<br>車庫 |
|      | 平成24年 8月23日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鶴岡市櫛引庁舎車庫        |
|      | 平成24年 8月24日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 朝 日 庁 舎          |
|      | 平成24年 8月27日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鼠ヶ関青少年海洋セン<br>ター |
|      | 平成24年 8月28日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 温 海 庁 舎          |
| 大石田町 | 平成24年 8月29日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 大石田町役場車庫         |

山形県告示第452号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年 4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査<br>期<br>日                                       | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 自 平成24年 6月 1日<br>至 平成24年12月21日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 新庄市  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 村山市  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 天童市  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 東根市  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 尾花沢市 |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 大石田町 |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 金山町  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 最上町  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 舟形町  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 真室川町 |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 大蔵村  |                                               |                                                    |                                             |                            |
| 鮭川村  |                                               |                                                    |                                             |                            |

|       |  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 戸 沢 村 |  |  |  |
| 三 川 町 |  |  |  |
| 庄 内 町 |  |  |  |

**山形県告示第453号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
南陽市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年9月2日から平成24年3月30日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）

**山形県告示第454号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、西村山郡大江町、最上郡金山町、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年6月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量  
（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）

**山形県告示第455号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市全域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年4月12日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画基本図作成 レベル10,000）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成24年4月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        |
|--------------|--------|----------|-------------------|
| 増川おさむを励ます会   | 増川 信一郎 | 角川 好美    | 西村山郡河北町谷地辛2089    |
| 大武伸彦しゃくやく後援会 | 山村 俊光  | 大武 文雄    | 南陽市元中山677-1       |
| 菅祐二後援会       | 吉川 勇   | 菅 幸郎     | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1282-3 |
| 廣政會          | 植野 進也  | 森下 康弘    | 米沢市花沢町1丁目2の10の7   |
| 石井きよのり後援会    | 加藤 欣也  | 星野 綱樹    | 鶴岡市羽黒町手向字聖山212-1  |
| 坂善彦後援会       | 佐藤 吉男  | 佐藤 忠一    | 鶴岡市長沼字中組7番地       |
| 富樫幸宏後援会      | 富樫 幸宏  | 富樫 典子    | 酒田市山居町2丁目11番18号   |
| 芽吹きの会島中博後援会  | 松田 武彦  | 筒井 義昭    | 飽海郡遊佐町大字吹浦字横町17   |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月13日

山形県知事 吉村 美栄子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 落札者を決定した日 平成24年3月29日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 落札金額 47,590,200円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年2月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月13日

山形県庄内総合支庁長 会 田 稔 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
電話番号 0235(66)5421
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本美装株式会社山形支店 山形市本町二丁目3番38号
- 5 落札金額 9,975,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年2月17日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2084
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 45,174,578円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 |
|------------|------------|-----|---|
| 平成24. 3. 2 | 第2322号     | 201 | 1 |

誤

受けたく、同規則第11条の規定により申請します。

- 1 ふ化しようとする卵の種類及び数

正

受けたく、同規則第11条の規定により申請します。

- 1 ふ化しようとする卵の種類及び数

平成24年4月13日印刷  
平成24年4月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056